

ペット葬儀業者に対する法規制を求める声明
(埼玉県飯能市における犬の大量死骸遺棄事件を受けて)

2010年(平成22年)4月12日

THEペット法塾

代表世話人 弁護士 植田 勝博

事務局長 弁護士 細川 敦史

- 1 2010年2月下旬から3月にかけて、埼玉県飯能市の山中で多数の犬の死骸が見つかる事件が発覚し、警察による捜査が進められた結果、ペット葬儀業者が逮捕された。

この業者に対する刑事処分がいかなるものとなるにせよ、報道内容によれば、この業者が多くの飼い主から火葬を引き受けた犬の亡骸を、山中に捨てる行為に及んでいたことは明らかである。亡くなった犬をゴミ同様に扱い、家族の一員であった最愛のペットを手厚く葬りたいとの飼い主の心情を踏みにじるもので、到底許されるものではない。

このような悲惨な事件は二度と起こってはならない。悪質ペット葬儀業者による違法行為を防止するための法規制が早急に必要であり、新たな法律の制定を強く求める。
- 2 現行法において、ペット葬儀業者に対する特別の法規制は存在しない。

すなわち「動物の愛護及び管理に関する法律」は、生きている動物を取り扱う業者を規制の対象としているため、ペット葬儀業はこれに含まれない。また、「墓地、埋葬等に関する法律」は、墓地や火葬場を経営するには知事の許可を要すると定めているものの、平成16年10月29日国会答弁によれば、「動物についてはこの法律の適用はない」とされている。さらに、『動物霊園事業に係る廃棄物の定義について』(昭和52年7月16日公布、環整125号)によれば、通常の動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は「廃棄物」には該当しないとされていることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制も及ばない。ペット霊園や焼却場の設置に関する条例を設けている自治体はあるが、全国一律の規制ではなく、また、施設の設置場所についての規制にすぎない。
- 3 そのため、ペット葬儀業は、特別な資格や資質がなくても、資本さえあれば比較的容易に開業できるのが現状である。

ペット葬儀に関する業務は、長年家族の一員として暮らしてきたペットの亡骸を飼い主から預かり、最期の別れの儀式を執り行う仕事であることから、動物に関する最低限の素養や一定の倫理観を備えているべきであり、目先の利益のみを追求する姿勢は相当でない。

しかしながら、数年前から、飼い主とペット葬儀業者の料金トラブル問題が報じられており、国民生活センター等への相談件数も増加しているのが現状である。悪質ペット葬儀業者は、ペット問題だけでなく、消費者被害をも引き起こしている。

4 このような問題について、ペット葬儀業者も業界団体を組織しているものの、あくまでも任意加入であり、まだ会員数も多くはなく、そもそも悪質業者はそのような団体には属さないことから、悪質業者による問題行為の発生を防ぐ効果は乏しいといわざるをえない。

悪質ペット葬儀業者については、業者・業界の自助努力では対処困難な状況にあるというべきであり、既存の適正なペット葬儀業者にとっても、法規制を及ぼすことによって悪質な同業者が淘汰され、ひいてはペット葬儀業界全体に対する信頼を確保しうる点で、むしろ望ましいことと考えられる。

5 具体的な法規制の内容については、例えば、貸金業者や動物取扱業と同様に、登録制の導入が考えられる。すなわち、ペット葬儀業者の登録を義務づけ、違法行為等が認められた登録業者に対しては、指導・勧告及び登録抹消等の処分により適正に管理し、また、無登録営業については厳しい罰則をもって臨む等の方法が検討されるべきである。

以 上